様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	姫路市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/_9328/tokuteikojinhogo.html

執行機関名　姫路市長

知事等（教育委員会）が行う保育所等又は幼保連携型認定こども園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務（法定事務に係るものを除く。）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	教育・保育施設(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める教育・保育施設をいう。以下同じ。）等の利用児童の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 市長の項 教育・保育施設(子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める教育・保育施設をいう。以下同じ。）等の利用児童の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）　第1条	姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱　第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第3条　市長は、事業を行うに当たって、保護者の申請に基づき、対象子どもに係る保育料の一部について補助金を交付することにより、保護者の保育料の負担軽減を図るものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		姫路市ひょうご保育料軽減事業実施要綱